

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、高松港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成23年2月1日

高松港港湾管理者 香川県

代表者 香川県知事 浜 田 恵 造

1 港湾計画の変更の概要

平成18年4月11日香川県公告（高松港港湾計画の変更の概要）によりその概要を公示した高松港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 旅客船ふ頭計画

地 区 名	港 湾 施 設 (諸 元)
玉 藻	岸壁（水深10メートル、1バース、延長310メートル）

2 港湾計画の縦覧の場所

高松市番町4丁目1番10号 香川県土木部港湾課